

第7期 米原市障がい福祉計画
第3期 米原市障がい児福祉計画

令和6年(2024年)3月
米 原 市

第 7 期 米原市障がい福祉計画
第 3 期 米原市障がい児福祉計画

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 福祉圏域	3
5 サービスの体系	4

第2章 障がいのある人の状況

1 障害支援区分	5
2 障害福祉サービス等支給決定者	5
3 障害者手帳の所持者	6

第3章 サービス利用の状況

1 障害福祉サービス	10
2 地域生活支援事業	25
3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について	34
4 障がい児の子ども・子育て支援等	37

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方	38
2 前期計画の成果目標と実績	40
3 本計画の成果目標	44

第5章 サービス利用見込みと確保策

5-1 障害福祉サービス	51
1 訪問系サービス	51
2 日中活動系サービス	52
3 居住系サービス	58
4 相談支援	59
5-2 地域生活支援事業等	60
1 必須事業	60
2 任意事業	65
3 地域生活支援促進事業	67

5－3	障がい児支援	68
1	障害児通所支援	68
2	障害児相談支援	70
3	障がい児の子ども・子育て支援等	70
◆	計画の推進	71
1	米原市障がい者計画等審議会の実施	71
2	P D C Aサイクルの活用	71

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

障がいのある人の福祉サービスは、平成15年度から導入された支援費制度に代わり、平成18年4月からは障害者自立支援法が施行され、これに基づくサービスへと移行しました。

障害者自立支援法では、支援費制度の課題とされていた「制度の対象となっていない精神障がいのある人に対するサービスの遅れ」、「市町村間でのサービス格差」、「福祉施設や事業体系の見直しの必要性」、「地域生活や就労支援といった新たな課題への対応」および「制度の下での財源確保」などの諸問題を解決するとともに、障がいの種別に関わりなく、障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。

また、この法律において、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行いながら財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していくため、市町村において3年を1期とした「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

平成25年度には障がい者の範囲に難病を追加するなどの改正を行い、名称も「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められ、平成28年度には法施行後における国の見直しを踏まえ、障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応をするための支援の拡充を含んだ改正を見童福祉法とともに行い、市町村に障害児相談支援などの提供体制の確保や円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けされました。

米原市においては、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「米原市障がい福祉計画・米原市障がい児福祉計画」を3年ごとに策定し、障がい福祉サービス等の推進を図ってきました。令和5年度に「第6期米原市障がい福祉計画・第2期米原市障がい児福祉計画」の目標年度を迎えることから、サービスの現状や目標の達成状況の把握を行うとともに、障がいのある人、サービス事業者等のニーズや課題を把握し、「第7期米原市障がい福祉計画・第3期米原市障がい児福祉計画」を策定しました。

なお、本市においては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたり、単なるサービスの見込量と確保策を機械的に定めるだけの計画ではなく、障がい者計画の「ともにつながりともに育ち・学び ともにすすむまち 米原」を基本理念に「地域共生社会」の実現を目指し、障がい者差別の解消と合理的配慮の提供、障がいのある人が安心して暮らすための成年後見制度の充実などを念頭に置いて計画策定を進めました。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定しています。

また、本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定した「米原市障がい者計画」のうち生活支援、雇用・就業、教育・療育・子育て支援等に関する分野の実施計画です。

【第7期米原市障がい福祉計画・第3期米原市障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・自立支援協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年です。

図表1-1 計画の期間

区 分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
米原市障がい福祉計画 米原市障がい児福祉計画	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画					
<参考> 米原市障がい者計画	第3期米原市障がい者計画			第4期米原市障がい者計画					
<参考> 障害者基本計画（国）									
<参考> 障害福祉計画（県） 障害児福祉計画（県）									

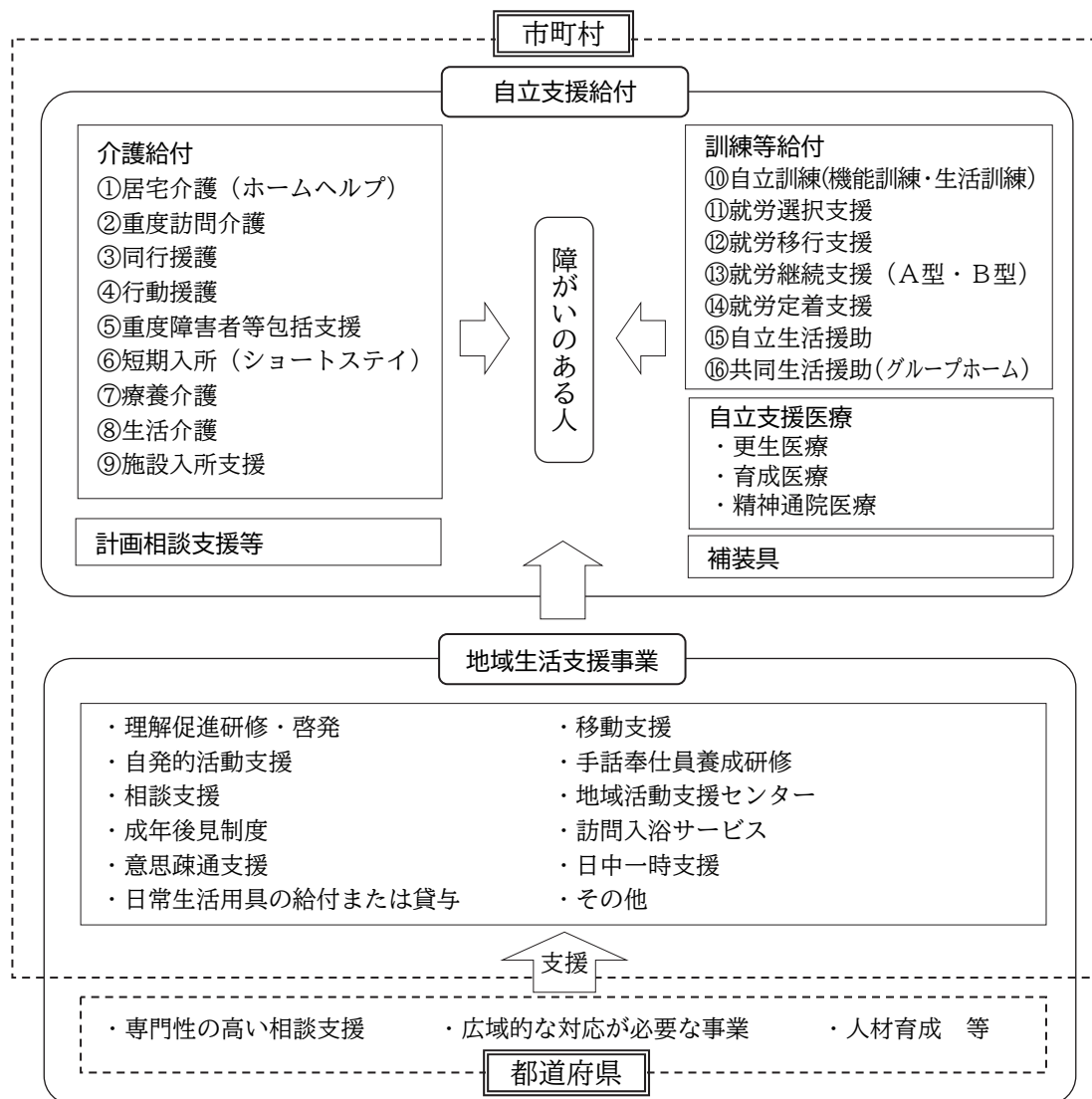
4 福祉圏域

滋賀県では7ブロックの福祉圏域を定めています。本市は、長浜市との2市で構成する湖北福祉圏域に属します。

また、湖北福祉圏域の2市が連携協調して障がい者福祉事業の実施方策等を調査研究することにより、障がい者福祉事業を広域的に、かつ、より効果的に推進することを目的に「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を組織し、障がい福祉の向上のために取り組んでいます。

5 サービスの体系

図表1-2 障害者総合支援法のサービス体系



図表1-3 児童福祉法等に基づく障がい児支援サービス

◆児童福祉法

- 障害児通所支援
 - ・児童発達支援
 - ・放課後等デイサービス
 - ・居宅訪問型児童発達支援
 - ・保育所等訪問支援
- 障害児相談支援

【市町村】

- 障害児入所支援
 - ・福祉型障害児入所支援
 - ・医療型障害児入所支援

【都道府県】

◆子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ

- ・認可保育所、認定こども園、幼稚園
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【市町村】

◆障害者総合支援法

- ・居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所等
- ・移動支援、日中一時支援事業等

【市町村】

* 児童が利用する障害福祉サービス、地域生活支援事業は5章の5-1、5-2に含まれています。

第2章 障がいのある人の状況

1 障害支援区分

障害福祉サービス（介護給付）を利用するためには、区分1～6の段階で表される「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。

令和5年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は263人です。平成26年度に比べると60人、29.6%増加しています（図表2－1）。

図表2－1 障害支援区分認定の推移

単位：人

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
平成26年度	9	30	50	46	23	45	203
平成29年度	4	28	50	51	33	50	216
令和2年度	4	40	51	47	42	53	237
令和5年度	8	51	54	46	40	64	263

（注）各年度4月1日現在

障がい別にみると、知的障がいのある人が164人（62.4%）を占めています。身体障がいのある人は支援の必要度が最も高い区分6が多く、知的障がいのある人は区分3～6がそれぞれ30人台と幅広く、精神障がいのある人は区分2が多くなっています（図表2－2）。

図表2－2 障がい別障害支援区分認定の状況

単位：人

区 分	低い ← 支援の必要度 → 高い						合 計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身 体	1	7	11	2	3	29	53
知 的	5	21	32	38	34	34	164
精 神	2	23	11	6	3	1	46
難 病	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	51	54	46	40	64	263

（注）令和5年4月1日現在

2 障害福祉サービス等支給決定者

障害福祉サービス等の支給決定者数は、成人は平成30年から令和3年まで増減を繰り返していましたが、その後は増加し、令和5年6月現在432人となっています。

障害児通所サービスについては、令和3年に減少していますが、全体としては増加傾向となっています。

図表２－３ 障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

種 別	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
障害福祉サービス	377	372	405	395	423	432
障害児通所サービス	131	146	154	151	160	166

(注) 平成30年は11月１日現在、令和元年は10月１日現在、令和２年は６月１日現在の支給決定者数
令和３・４年は10月１日現在、令和５年は６月１日現在の支給決定者数

３ 障害者手帳の所持者

(１) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

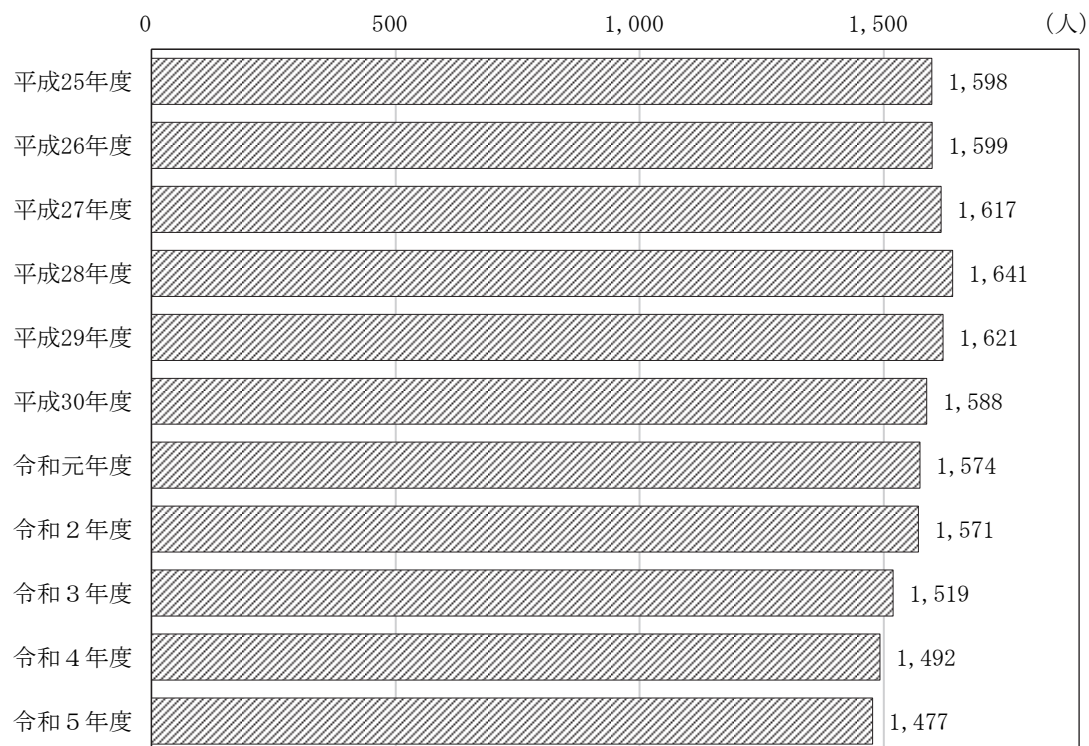
令和５年４月１日現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,477人となっています。平成28年度までは増加を続けていましたが、平成29年度以降は減少傾向にあります（図表２－４）。

身体障がいの種類別にみると、下肢・上肢・体幹障がいなどの肢体不自由が813人と最も多く、次いで内部障がいの479人となっています（図表２－５）。

障がい等級別にみると、１級・２級の重度は630人（42.7%）、３級・４級の中度が607人（41.1%）、５級・６級の軽度が240人（16.2%）となっています（図表２－６）。

年齢別にみると、65歳以上が1,166人（78.9%）を占めています（図表２－７）。

図表２－４ 身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年度４月１日現在

図表2-5 身体障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
人 数	79	106	813	479	1,477

(注) 令和5年4月1日現在

図表2-6 障がい等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
人 数	440	190	251	356	173	67	1,477

(注) 令和5年4月1日現在

図表2-7 年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

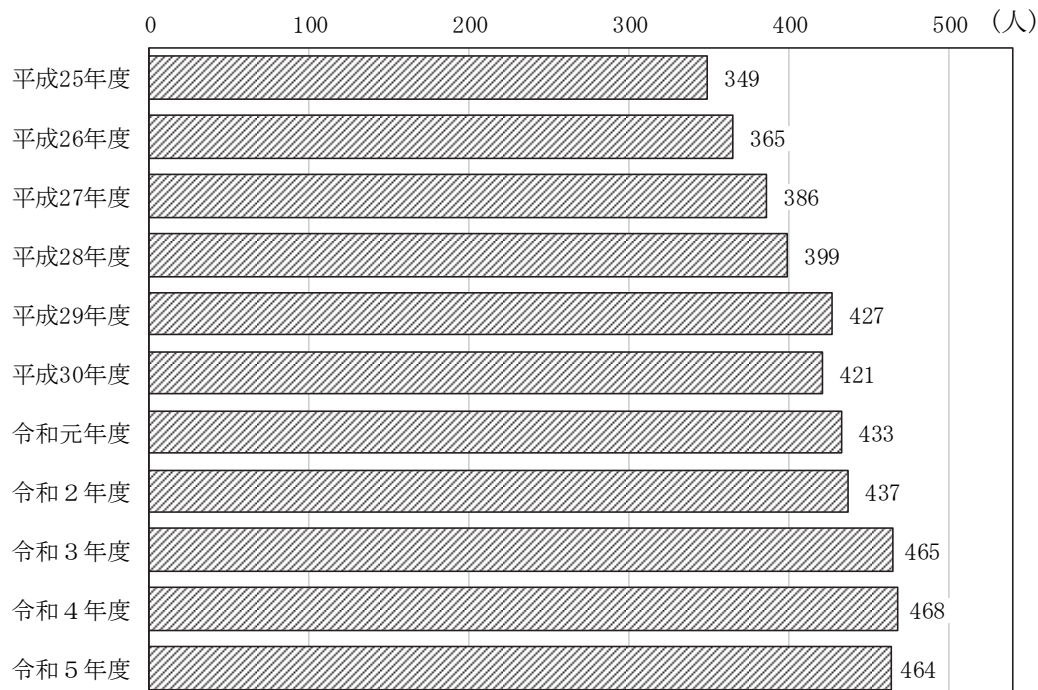
区 分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
人 数	21	56	234	1,166	1,477

(注) 令和5年4月1日現在

(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

令和5年4月1日現在、本市の療育手帳所持者は464人となっています。これまで増加傾向にありましたが、この3年間は460人台で推移しています（図表2-8）。

図表2-8 療育手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

障がいの程度別にみると、A1（最重度）およびA2（重度）が159人（34.3%）、B1（中度）およびB2（軽度）が305人（65.7%）となっています（図表2-9）。

年齢別にみると、18～39歳が209人（45.0%）と最も多くなっています。性別では、男性が289人、62.3%を占めています（図表2-10）。

図表2-9 障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	A1（最重度）	A2（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	計
人 数	73	86	150	155	464

（注）令和5年4月1日現在

図表2-10 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：人、（%）

区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A1	6	5	20	11	13	6	4	8	43	30	73
A2	18	3	17	10	12	2	11	13	58	28	86
B1	18	6	32	29	19	25	10	11	79	71	150
B2	30	6	58	32	19	8	2	0	109	46	155
合計	72	20	127	82	63	41	27	32	289	175	464
	92（19.8）		209（45.0）		104（22.4）		59（12.7）		（62.3）	（37.7）	（100.0）

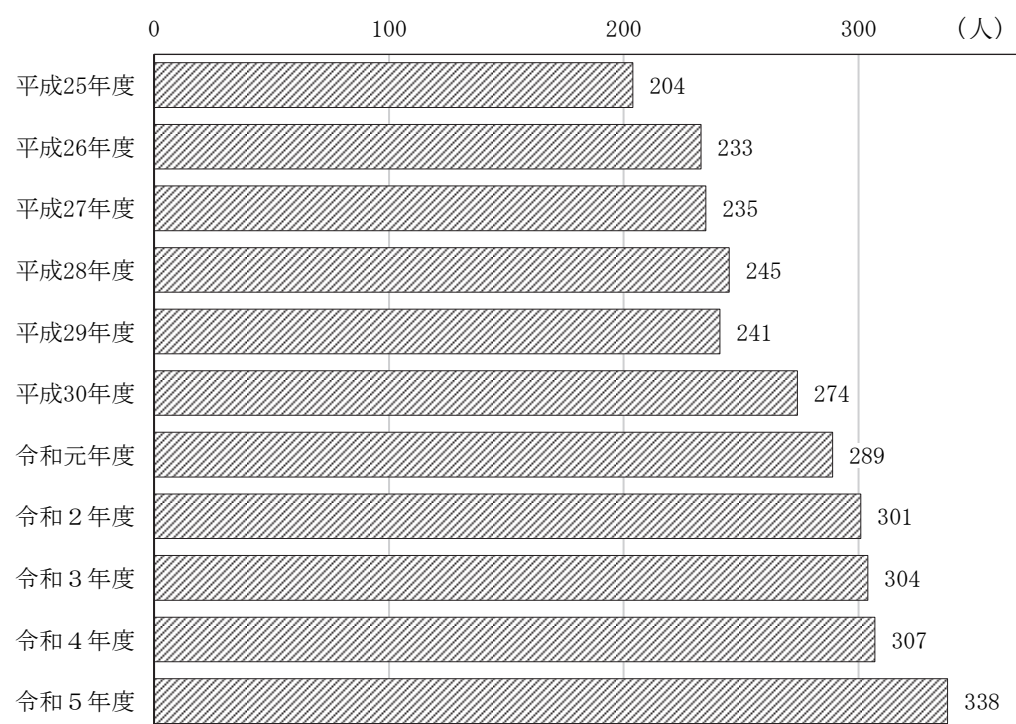
（注）令和5年4月1日現在

（3）精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

令和5年4月1日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は338人となっており、この10年間に、134人、65.7%増加しています（図表2-11）。

等級別にみると、2級が221人（65.4%）を占めています。年齢別では40～64歳が161人（47.6%）と最も多くなっています（図表2-12）。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

図表2-12 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1 級	0	0	1	0	2	6	5	5	8	11	19
2 級	2	2	36	31	56	54	17	23	111	110	221
3 級	0	2	26	16	22	21	7	4	55	43	98
合 計	2	4	63	47	80	81	29	32	174	164	338
	6		110		161		61		338		

(注) 令和5年4月1日現在

第3章 サービス利用の状況

1 障害福祉サービス

サービスの種類		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援および継続サービス利用支援を行います。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

(1) 訪問系サービス

居宅介護は利用者、利用時間ともに増加傾向にあり、計画を上回っています。

重度訪問介護の利用者は令和4・5年度の利用者は1人で、計画を下回っています。

同行援護の利用者は令和5年度は3人と計画どおりですが、利用時間は計画を下回っています。

行動援護に関しては、市社会福祉協議会のほか、長浜市にある事業所の利用が多くなっています。利用者数は計画を下回っていますが、利用時間は計画を上回っています。ニーズの高いサービスですが、人材確保が困難であることから供給の確保が課題となっています。

訪問系サービス全体の利用としては増加傾向にあり、概ね計画どおりとなっています。

図表3-1 訪問系サービスの利用状況

区 分			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居 宅 介 護	計画	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	74 925	79 961	83 999	88 1,038
	実績	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	80 968	89 1,201	97 1,307	95 1,321
重度訪問介護	計画	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	4 439	4 502	5 574	7 656
	実績	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	3 423	2 241	1 400	1 351
同 行 援 護	計画	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	0 0	2 20	2 25	3 30
	実績	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	0 0	1 2	1 3	3 14
行 動 援 護	計画	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	14 404	19 423	20 453	21 480
	実績	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	15 384	14 476	16 464	17 546
合 計	計画	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	92 1,768	104 1,911	110 2,051	119 2,204
	実績	利用者数 利 用 量	人／月 時間／月	98 1,775	105 1,920	115 2,174	116 2,232

(注) 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

令和5年6月提供分について、障害支援区分別の利用状況をみると、居宅介護では区分2の利用者が35人と最も多く、利用時間では区分2・3・6が200時間を上回っています。

重度訪問介護は区分6の4人が支給決定を受けていますが、6月の利用はありません。

同行援護は4人、20時間の利用となっています。

行動援護は、19人が利用しており、うち区分5が9人と最も多く、次いで区分6の5人となっています。区分なしの人の利用時間が多くなっていますが、これは18歳未満の利用者が多いためと考えられます。

図表3-2 訪問系サービスの障害支援区分別利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅介護	支給決定者数（人）	14	13	57	57	41	14	32	228
	利用実人数（人）	7	6	35	23	15	6	14	106
	1人平均利用時間（時間）	12	12.46	9.46	10.45	9.32	22	19.39	12.01
	延べ利用時間（時間）	84	74.75	331.25	240.25	139.75	132	271.5	1273.5
重度訪問介護	支給決定者数（人）	0	0	0	0	0	0	4	4
	利用実人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
	1人平均利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	支給決定者数（人）	3	0	0	2	0	0	0	5
	利用実人数（人）	2	0	0	2	0	0	0	4
	1人平均利用時間（時間）	6.25	0	0	3.75	0	0	0	5
	延べ利用時間（時間）	12.5	0	0	7.5	0	0	0	20
行動援護	支給決定者数（人）	3	0	0	0	2	13	7	25
	利用実人数（人）	3	0	0	0	2	9	5	19
	1人平均利用時間（時間）	49.83	0	0	0	2.25	34.72	14.4	28.34
	延べ利用時間（時間）	149.5	0	0	0	4.5	312.5	72	583.5

（注） 令和5年6月提供分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

利用者数、利用日数ともに減少傾向にありましたが、令和5年度は前年度に比べて利用者数、利用日数ともに増加しています（図表3-3）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用実人数、延べ日数ともに区分6が多くなっています。1人平均利用日数は約17日です（図表3-4）。

医療ケアの必要な人、自閉症等で強度の行動障がいがある人を受け入れることが出来る生活介護事業所の整備が課題となっています。市内事業所としては、「社会福祉法人湖北会いぶきやま（定員20人）」「社会福祉法人湖北会ライフまいばら（定員40人）」「デイサービスひだまり（基準該当）」に加え、令和3年度に「大空ひだまり（定員10人）」が開所しています。

図表3-3 生活介護のサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用 者 数	人／月	118	122	126	130
	利 用 量	人日／月	2,196	2,251	2,308	2,366
実 績	利用 者 数	人／月	118	116	113	120
	利 用 量	人日／月	2,178	2,174	2,129	2,318

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-4 生活介護の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	0	0	1	14	29	51	69	164
利用実人数（人）	0	0	1	12	22	39	62	136
1人平均利用日数	0	0	4	14.25	19.5	16.54	17.53	17.18
延べ利用日数（人日）	0	0	4	171	429	645	1,087	2,336

（注） 1 令和5年6月提供分（基準該当サービス含む）

2 基準該当とは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障がい者を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービスとして特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給されるもの。

② 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）では、身体障がいのある人や難病を患っている人が自立した生活を送るため、リハビリテーションや生活に関する相談、助言などの支援を行います。市内に事業所はありません。計画期間内の利用はありません。

図表３－５ 自立訓練（機能訓練）のサービス利用状況

区 分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計 画	利用 者 数	人／月	2	2	2	2
	利 用 量	人日／月	55	55	55	55
実 績	利用 者 数	人／月	0	0	0	0
	利 用 量	人日／月	0	0	0	0

（注） 利用者数は実人員。令和４年度までは年度平均、令和５年度は３月～６月の平均

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に、日常生活や社会生活を送るために必要な訓練、生活面での相談や助言等の支援を行う自立訓練（生活訓練）は、令和５年度は５人、８５日の利用があり、計画を上回っています（図表３－６）。

令和５年６月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用実人数は区分なしが３人となっています。１人平均利用日数は１９日です（図表３－７）。

市内事業所としては、「自立支援センターせつとあっぷ」があります。

図表３－６ 自立訓練（生活訓練）のサービス利用状況

区 分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計 画	利用 者 数	人／月	3	3	4	4
	利 用 量	人日／月	51	55	75	75
実 績	利用 者 数	人／月	3	5	6	5
	利 用 量	人日／月	60	93	115	85

（注） 利用者数は実人員。令和４年度までは年度平均、令和５年度は３月～６月の平均

図表３－７ 自立訓練（生活訓練）の障害支援区分別利用状況

区 分		区分なし	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	計
生活訓練	支給決定者数（人）	4	0	1	0	0	1	0	6
	利用実人数（人）	3	0	0	0	0	0	0	3
	１人平均利用日数	19	0	0	0	0	0	0	19
	延べ利用日数（人日）	57	0	0	0	0	0	0	57

（注） 令和５年６月提供分

④ 就労移行支援

就労移行支援については、利用者数は10人前後で推移しており、利用者数、利用日数ともに計画を下回っています（図表3-8）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用者全員が区分なしとなっています。1人平均利用日数は約17日です（図表3-9）。

市内事業所としては、「就労支援センターあっぷでーと」があります（図表3-10）。

図表3-8 就労移行支援のサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利 用 者 数	人／月	12	15	15	15
	利 用 量	人日／月	204	235	250	250
実 績	利 用 者 数	人／月	12	9	11	10
	利 用 量	人日／月	191	144	171	184

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-9 就労移行支援の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	13	0	0	1	0	0	0	14
利用実人数（人）	12	0	0	0	0	0	0	12
1人平均利用日数	16.92	0	0	0	0	0	0	16.92
延べ利用日数（人日）	203	0	0	0	0	0	0	203

（注） 令和5年6月提供分

図表3-10 就労移行支援の主な事業所

事業所名	所在地
あっぷでーと	米原市
ジョブリード	彦根市
スマイルプラス	長浜市

⑤ 就労継続支援（A型）

利用者数は40人台で推移し、利用日数は増加しています。令和4・5年度は利用者数、利用日数ともにやや計画を下回っています（図表3-11）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分なしが44人中35人を占めています。1人平均利用日数は約20日です（図表3-12）。

市内事業所としては、「特定非営利活動法人ウェルメント」があります（図表3-13）。

図表3-11 就労継続支援（A型）のサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利 用 者 数	人／月	41	44	47	51
	利 用 量	人日／月	775	823	874	928
実 績	利 用 者 数	人／月	42	42	44	43
	利 用 量	人日／月	802	826	835	858

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-12 就労継続支援（A型）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	36	3	4	5	0	0	0	48
利用実人数（人）	35	2	4	3	0	0	0	44
1人平均利用日数	20.54	21.5	17.75	18.67	0	0	0	20.2
延べ利用日数（人日）	719	43	71	56	0	0	0	889

（注） 令和5年6月提供分

図表3-13 就労継続支援（A型）の主な事業所

事業所名	所在地	定員（人）
ウェルメント	米原市	20
ウェルメント2	米原市	20
ウェルメント3	米原市	20
ウェルエナジー	長浜市	35
ぼてとファーム障害者就労センター	長浜市	15
みどりのフライパン障害者就労支援センター	長浜市	15

⑥ 就労継続支援（B型）

利用者数と利用日数は増加傾向にあり、令和5年度は136人、2,266日となっています。利用者数と利用日数ともに計画を上回っています（図表3-14）。

今後数年の内には特別支援学校高等部卒業生の受入れが湖北圏域内事業所のみでは難しい状況になってくることが予測されることから（今後3年で圏域全体で32人（うち米原市10人）が利用する見込み）、事業の拡大、新規事業所の参入が求められます。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分なしが80人と最も多く、区分2・区分3・区分4もそれぞれ15人以上です。1人平均利用日数は約17日です（図表3-15）。

市内事業所としては、「社会福祉法人米原市社会福祉協議会ほおずき作業所」「社会福祉法人湖北会ワークスさかた」「社会福祉法人湖北会いぶきやま」「湖北みみの里」「ウェルメント4」があります（図表3-16）。

図表3-14 就労継続支援（B型）の利用実績の推移

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利 用 者 数	人／月	109	112	115	118
	利 用 量	人日／月	1,859	1,907	1,956	2,007
実 績	利 用 者 数	人／月	116	124	132	136
	利 用 量	人日／月	1,906	2,034	2,115	2,266

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-15 就労継続支援（B型）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	83	2	19	24	17	3	1	149
利用実人数（人）	80	2	15	22	15	3	0	137
1人平均利用日数	16.64	14	14.67	18.55	18.13	20	0	16.93
延べ利用日数（人日）	1331	28	220	408	272	60	0	2319

（注） 令和5年6月提供分

図表3-16 就労継続支援（B型）の主な事業所

事業所名	所在地	定員（人）
ほおずき作業所	米原市	20
ワークスさかた	米原市	40
いぶきやま	米原市	20
湖北みみの里	米原市	20
ウェルメント4	米原市	20

⑦ 就労定着支援

就労定着支援は、平成30年4月1日から新たに始まったサービスです。就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、生活の変化や家計、体調の管理など就労に伴い生じる生活面の課題を解決するため、連絡調整や指導・助言などの支援を行います。利用者数は7～9人で推移しており、計画を下回っています（図表3-17）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用者は7人で、うち6人は区分なしの人です（図表3-18）。

市内事業所としては、「就労支援センター あっぷでーと」があります。

図表3-17 就労定着支援の利用実績の推移

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用 者 数	人／月	8	10	10	10
実 績	利用 者 数	人／月	7	7	9	7

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-18 就労定着支援の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	6	0	1	0	0	0	0	7
利用実人数（人）	6	0	1	0	0	0	0	7

（注） 令和5年6月提供分

⑧ 療養介護

療養介護は、病院等に入院している障がい者で、医療と併せて常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。利用状況は、令和5年度7人の利用となっており、令和2年度以降増減はありません（図表3-19）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用者7人すべて区分6の人です（図表3-20）。

図表3-19 療養介護の利用実績の推移

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用 者 数	人／月	8	8	8	8
実 績	利用 者 数	人／月	7	7	7	7

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-20 療養介護の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	0	0	0	0	0	0	7	7
利用実人数（人）	0	0	0	0	0	0	7	7

（注） 令和5年6月提供分

⑨ 短期入所（ショートステイ）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は利用が減少していましたが、その後は増加し、令和5年度は利用者26人、利用日数142日と概ね計画どおりとなっています（図表3-21）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分6の利用が最も多くなっています。1人平均利用日数は約5日です（図表3-22）。

市内には単独型の事業所として「星空ひだまり」があり、そのほかグループホーム併設型の事業所があります。

図表3-21 短期入所（ショートステイ）の利用実績の推移

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利 用 者 数	人／月	12	18	19	20
	利 用 量	人日／月	54	100	120	150
実 績	利 用 者 数	件／月	13	14	22	26
	利 用 量	人日／月	65	75	117	142

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-22 短期入所（ショートステイ）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	11	0	3	8	19	14	32	87
利用実人数（人）	4	0	0	0	5	8	13	30
1人平均利用日数	3.25	0	0	0	3.8	3.75	6.31	4.8
延べ利用日数（人日）	13	0	0	0	19	30	82	144

（注） 令和5年6月提供分

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助は、平成30年4月1日から新たに始まったサービスです。障がい者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。令和3・4年度は1人の利用がありましたが、令和5年3～6月の利用はありません（図表3-23）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、利用者はなく、支給決定が1人です（図表3-24）。

市内事業所としては、「障がい者相談支援センターほたる」があります（図表3-25）。

図表3-23 自立生活援助の利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用者数	人	1	2	3	5
	うち精神	人	0	1	1	1
実 績	利用者数	人	1	1	1	0
	うち精神	人	0	0	0	0

（注） 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

図表3-24 自立生活援助の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	1	0	0	0	0	0	0	1
利用実人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

（注） 令和5年6月提供分

図表3-25 自立生活援助の整備状況

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所	1	1	1	1
定員数	人	5	5	5	5

（注） 各年度末、令和5年度は6月提供分

② 共同生活援助（グループホーム）

令和5年度の利用者数は45人となっており、計画を下回っています（図表3-26）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況をみると、区分3が17人と最も多く、次いで区分4の12人となっています（図表3-27）。

市内には、5ホームが整備されており、定員は32人となっています（図表3-28）。

市外事業所も多数利用されています（図表3-29）。

図表3-26 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用者数	人	44	44	50	55
	うち精神	人	10	10	11	12
実 績	利用者数	人	44	41	47	45
	うち精神	人	10	9	12	9

（注）各年度6月の利用者数

図表3-27 共同生活援助（グループホーム）の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	0	0	14	19	13	6	1	53
利用実人数(人)	0	0	9	17	12	6	1	45

（注）令和5年6月提供分

図表3-28 市内の共同生活援助（グループホーム）の整備状況

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所	5	5	5	5
定員数	人	32	32	32	32

（注）各年度末、令和5年度は直近の数字

図表３－２９ 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

施設名	所在地	定員（人）	市内の利用者（人）
おうみ	米原市	7	5
いぶき	米原市	7	7
米原蛍の家	米原市	5	4
のぞみ	米原市	6	6
ルピナス	米原市	7	0
小 計		32	22
長浜かざぐるまホーム	長浜市	4	2
あざれあ	長浜市	7	1
おりひめ	長浜市	6	1
ひこぼし	長浜市	6	1
グループホームカノン	長浜市	5	3
自立ホームすみれ	長浜市	5	1
きらり	長浜市	7	1
ソーシャルインクルー高月	長浜市	20	3
ひこね芹川ホーム	彦根市	4	1
ＴＯＣＯハウス	彦根市	4	1
野の花	東近江市	4	1
四季	犬上郡豊郷町	4	1
さくらホーム	甲賀市	4	1
ホワイトハウス	湖南市	8	1
南志賀ひまわりホーム	大津市	4	1
モーツァルトつつみ	京都府京都市	4	1
四季の里	三重県四日市市	4	1
福祉ハウス ai	岐阜県各務原市	20	1
小 計		-	23
合 計		-	45

（注） 令和５年６月現在

③ 施設入所支援

施設入所支援では、基本的には利用者の減少が目標となります。しかし、これまでの実績を勘案して、計画では令和元年度の利用者38人のうち2人が地域移行し、2人が新たに利用すると予測し、令和5年度の利用者数を38人、増減なしと見込みました。令和5年現在の利用者は41人となっており、3人の増加となっています（図表3-30）。

令和5年6月提供分の障害支援区分別の利用状況では、区分5・区分6の利用が多く、両方で41人中38人を占めています（図表3-31）。

市内に事業所はなく、図表3-32の施設が利用されています。

図表3-30 施設入所支援の利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用者数	人	38	38	38	38
実 績	利用者数	人	38	40	40	41

（注）各年度6月の利用者数

図表3-31 施設入所支援の障害支援区分別利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	0	0	0	1	2	13	25	41
利用実人数（人）	0	0	0	1	2	13	25	41

（注）令和5年6月提供分

図表3-32 施設入所支援の利用施設

施設名	所在地	定員（人）	市内の利用者（人）
あそしあ	長浜市	50	8
湖北まこも	長浜市	50	10
湖北タウンホーム	長浜市	40	8
湖南ホームタウン	守山市	40	3
すぎやまの家 杉山寮	高島市	36	1
もみじ寮	湖南市	50	2
一麦寮	湖南市	50	4
清湖園	高島市	60	1
希望園	福井県大野市	80	1
南陽園（夢兎明）	石川県加賀市	40	2
ふるさと寮	兵庫県多可郡	50	1
合 計			41

（注）令和5年6月提供分

(4) 相談支援

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行う計画相談支援については、利用者数は増加していますが、計画はやや下回っています。

入所している障がい者や入院している精神障がい者の地域生活に移行するための相談を行う地域移行支援および居宅にて単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくために各種の支援を行う地域定着支援については、計画期間内の利用はありません。

市内事業所としては、「障がい者相談支援センター ほたる」「障がい者相談支援センター 虹色ひだまり」があります。

図表3-33 相談支援のサービス利用状況

区 分			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	利用者数	人	80	93	100	110
	実績	利用者数	人	75	83	93	99
		支給決定者数	人	307	311	319	325
地域移行支援	計画	利用者数	人	0	1	1	1
		うち精神	人	0	1	1	1
	実績	利用者数	人	0	0	0	0
		うち精神	人	0	0	0	0
地域定着支援	計画	利用者数	人	0	1	1	1
		うち精神	人	0	1	1	1
	実績	利用者数	人	0	0	0	0
		うち精神	人	0	0	0	0

(注) 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。成年後見制度普及啓発事業、障害者虐待防止対策支援事業等は、国が促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置付けられています。

区分	実施事業		サービスの内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業		地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業		障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、ボランティア活動など）を支援します。
	相談支援事業	障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
		基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的・専門的な相談、地域の相談事業所への助言指導などを行います。
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置するなど、相談支援機能の強化を図ります。
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	保証人がいない等の理由により一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。
	意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業		重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
	移動支援事業		屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
	手話奉仕員養成研修事業（手話奉仕員養成講座）		聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
	地域活動支援センター機能強化事業		障がいのある人が通い、創作活動または生産活動を行う機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
任意事業	日常生活支援	訪問入浴サービス事業	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
		生活訓練等事業	障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ります。
		日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障がい者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。
		巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援事業	交流、余暇活動の質の向上、体力増強等のためのレクリエーション教室や運動会を開催し、障がいのある人の社会参加を促進します。
		音の広報等発行事業	情報の入手が困難な視覚障がい者の社会生活における支援を行うことを目的に、市の広報紙や議会広報等をデジタル録音図書として音訳します。
		音訳ボランティア養成事業	視覚障がい者に市の広報紙や議会広報等の情報を音訳して提供する音訳ボランティアの養成を行います。
		障がい者自動車運転免許取得費助成事業・障がい者用自動車改造費助成事業	自動車運転免許取得・改造に要する費用の助成を行います。

<地域生活支援促進事業>

事業名
障がい者虐待防止対策支援事業
成年後見制度普及啓発事業
発達障がい児者および家族等支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等への理解を深めるための啓発活動等を通じて、障がい者が感じる日常生活や社会生活を営む上での「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現に努めています。

計画期間内は、手話講座（入門編）を開催しました。

図表3-34 障がい啓発事業

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい啓発事業	計画	回	20	20	20
	実績	回	24	24	18

(注) 手話講座（入門編）の実施回数

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援しています。夏休み中の日中余暇支援として、毎年「発達障がいサポートネット でこぼこフレンズ」の主催でサマースクールが開催されています。市内の障がい者団体は、米原市障害者福祉協会、米原市聴覚障害者協会、手話サークルゆいの会の3団体です。

図表3-35 自発的活動支援事業

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児サマースクールの実施	計画	回	1	1	1
	実績	回	1	1	1
市内の障がい者団体	計画	団体	6	6	6
	実績	団体	3	3	3

(3) 相談支援事業

平成31年4月に、基幹相談支援センターである「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を圏域で設置しています。また、令和5年4月からは人員を強化し名称を「湖北基幹相談支援センターふらっと」と変更しています。同センターは、相談支援の中核的な役割を担う機関として、機能強化員や相談支援事業所、各関係機関との連携、サービス等利用計

画作成のための調整等を行い、地域の相談支援体制の強化を図っています。

機能強化員とは、障がい当事者や家族からの様々な相談や、困難事例に係る二次的な相談等に対し、専門的に対応する相談員をいいます。湖北圏域では5か所の相談支援事業所に配置されており、市内では「障がい者相談支援センター ほたる」に配置されています。

また、各相談支援事業所は、米原市権利擁護センターと連携して相談支援を行っています。同センターでは、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や法人後見事業を行うなど、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行っています。

図表3-36 相談支援事業のサービス見込量

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 事業所数（市内）	計画	か所	3	3	4	4
	実績	か所	2	3	3	3
基幹相談支援センター	計画	か所	1	1	1	1
	実績	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	か所	4	4	4	4
	実績	か所	4	4	4	4
住宅入居等支援事業（居住 サポート事業）	計画		未実施	未実施	未実施	実施
	実績		未実施	未実施	未実施	未実施

（4）成年後見制度利用支援事業等

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用するにあたり費用を負担することが困難な人に代わって、市が審判の申立てにかかる費用や、後見人等への報酬の助成を行う事業です。令和3年度に1人、令和4年度に4人の利用がありました。

成年後見制度法人後見支援事業については実施していません。

市では、米原市権利擁護センターを開設し、運営を米原市社会福祉協議会に委託しており、同センターでは法人後見事業を行っています。

図表3-37 成年後見制度

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援 事業	計 画	人	3	4	5	6
	実 績	人	2	1	4	0
成年後見制度法人後見 支援事業	計 画		未実施	未実施	未実施	実施
	実 績		未実施	未実施	未実施	未実施

(5) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業では、市の手話通訳者または滋賀県聴覚障害者福祉協会に登録されている手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。

手話通訳者は令和３年度から２人を配置しています。

手話通訳者派遣事業の利用は増加傾向にあり、令和５年度は実利用者数35人、利用回数530回と計画を大きく上回っています。

遠隔手話サービス事業の利用は、実利用者数、利用回数ともに増加傾向にあります。実利用者数は計画をやや下回っていますが、利用回数は計画を大きく上回っています。

要約筆記者派遣事業については、令和５年度に１人、５回の利用がありました(図表３－38)。

手話奉仕員養成講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年は開催されませんでした。３年度からは再開され、令和５年度は26人が修了しています。

図表３－38 意思疎通支援事業のサービス利用状況

区 分			単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
①手話通訳者 設置事業	計画	実設置者数	人	1	2	2	2
	実績	実設置者数	人	1	2	2	2
②手話通訳者 派遣事業	計画	実利用者数	人	21	21	22	22
		回数	回／年	250	260	270	280
	実績	実利用者数	人	24	30	34	35
		回数	回／年	276	449	493	530
③遠隔手話サ ービス事業	計画	実利用者数	人	16	17	18	19
		回数	回／年	260	280	310	350
	実績	実利用者数	人	13	16	15	16
		回数	回／年	377	798	827	835
④要約筆記者 派遣事業	計画	実利用者数	人	1	1	2	2
		回数	回／年	5	8	10	10
	実績	実利用者数	人	1	1	1	1
		回数	回／年	6	5	5	5

図表３－39 手話奉仕員養成講座の実施状況

区 分		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画	講座数	講座	0	1	2	2
	定員数	人	0	20	30	30
	修了見込み者数	人	0	20	30	30
実績	講座数	講座	0	1	2	2
	定員数	人	0	20	23	29
	修了者数	人	0	18	22	26

(注) 令和２年度の入門編は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付・貸与の実績は図表3-40のとおりです。用具の種類は、⑤排せつ管理支援用具のストーマ装具や紙おむつ等の利用が多くなっています（図表3-41）。

図表3-40 日常生活用具給付等事業のサービス利用状況

単位：件

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	①介護・訓練支援用具	6	6	6	6
	②自立生活支援用具	4	4	4	4
	③在宅療養等支援用具	9	9	9	9
	④情報・意思疎通支援用具	7	7	7	7
	⑤排せつ管理支援用具	900	950	1,000	1,050
	⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	3	3	3	3
実績	①介護・訓練支援用具	12	12	8	9
	②自立生活支援用具	10	10	4	6
	③在宅療養等支援用具	4	4	19	10
	④情報・意思疎通支援用具	2	2	3	3
	⑤排せつ管理支援用具	859	858	946	950
	⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	2	2	2	2

（注） 令和4年度までは年度平均、令和5年度は推計値

図表3-41 日常生活用具の給付・貸与実績

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特殊寝台	4	4	3
特殊マット	3	3	3
移動用リフト	2	2	1
エアマット	3	3	1
入浴補助用具	3	3	2
便器	1	1	-
移動・移乗支援用具	1	1	1
頭部保護帽	3	3	1
火災警報器	1	1	-
聴覚障害者用屋内信号装置	1	1	-
ネブライザー（吸引器）	1	1	-
電気式たん吸引器	3	3	5
視覚障害者用時計	1	1	-
人工喉頭	1	1	-
ストーマ装具	656	656	725
紙おむつ等	177	177	190
その他排泄管支援用具	26	25	31
住宅改修費	2	2	2
透析液加温器	-	-	1
動脈血中酸素飽和度測定器	-	-	1
排痰補助装置レンタル	-	-	12
情報・通信支援用具	-	-	1
視覚障害者用拡大読書器	-	-	1
視覚障害者用体重計	-	-	1
合 計	899	888	982

（注） 利用のあった用具のみを記載

(7) 移動支援事業

令和5年度の利用者数は104人で計画を上回っていますが、利用時間は350時間と計画を下回っています。

図表3-42 移動支援事業のサービス利用状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業所数	18	19	19	20
	利用者数（人／月）	61	78	79	80
	利用時間数（時間／月）	414	495	515	545
実績	事業所数	19	20	22	21
	利用者数（人／月）	118	102	103	104
	利用時間数（時間／月）	444	283	334	350

（注） 令和4年度までは年度平均、令和5年度は推計値

(8) 地域活動支援センター

地域活動支援センターとして「障害者支援センターそら」においてサービスが提供されています。令和5年度の利用は7人となっており、計画をやや下回っています。

図表3-43 地域活動支援センターのサービス利用状況

区 分			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	I型	事業所数	か所	1	1	1	1
		利用者数	人	11	11	11	11
実績	I型	事業所数	か所	1	1	1	1
		利用者数	人	10	7	7	7

（注） 利用者数は実人員

(9) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用者数は、令和4年度までは減少傾向にありましたが、令和5年度は利用者数が4人、利用回数が300回と大幅に増加し、計画を上回りました。

図表3-44 訪問入浴サービス事業の利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業所数	か所	2	4	4	4
	利用者数	人	1	1	1	1
実績	事業所数	か所	1	1	1	2
	利用者数	人	4	3	1	4
	利用回数	回／年	219	171	100	300

（注） 令和4年度までは年度平均、令和5年度は推計値

(10) 生活訓練等事業

地域生活支援事業補助金の対象となる音楽療法教室、視覚障がい者サロンは、補助金対象となる職員の確保が困難となったため、令和4年度から休止しています。ただし、両事業とも自主事業として実施方法等を変更するなどして継続しています。

図表3-45 生活訓練等事業の年間当たり実施回数・利用人数の見込み

区 分			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
音楽療法教室	計画	開催数	回	24	24	24	24
	実績	開催数	回	20	20	-	-
視覚障がい者サロン開催支援	計画	開催数	回	12	12	12	12
	実績	開催数	回	8	9	-	-

図表3-46 ことばの教室の1か月あたりの見込み

区 分			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人		0	7	10	13
	利用日数	日		0	14	20	26
実績	利用者数	人		0	12	15	15
	利用日数	日		0	21	24	25

(11) 日中一時支援事業

日中、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応の訓練等を支援する日中一時支援事業については、令和3年度は前年を大きく下回りました。令和4・5年度はやや増加していますが、利用者数、利用回数は計画を下回っています。

図表3-47 日中一時支援事業の利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業所数	か所	27	27	27	28
	利用者数	人／月	37	48	50	55
	利用回数	回／月	170	196	220	250
実績	事業所数	か所	30	31	27	30
	利用者数	人／月	41	25	28	30
	利用回数	回／月	181	118	132	150

(注) 令和4年度までは年度平均、令和5年度は推計値

(12) 社会参加支援事業

① 音の広報等発行事業

音の広報等発行事業として、市の広報の紹介や必要度の高い情報等を音声によって提供しています。令和5年度は16回と計画どおりです。

図表3-48 音の広報等発行事業

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	発行回数	回	16	16	16	16
実績	発行回数	回	18	19	16	16

② 音訳ボランティア養成事業

視覚に障がいのある人に、活字で書かれている書籍や雑誌等の内容を音声にして伝える音訳ボランティア養成事業の初級編受講者数は、令和4年度は12人と計画をやや下回っています。

図表3-49 音訳ボランティア養成事業

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	初級編受講者数	人	10	15	15	15
実績	初級編受講者数	人	7	11	12	-

(注) 受講者数は入門編、ステップアップ編受講者の合計数

③ 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

障がい者自動車運転免許取得費助成事業は、身体に障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成する事業です。令和4年度に2人、令和5年度に1人の利用がありました。

図表3-50 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人	1	1	1	1
実績	利用者数	人	0	0	2	1

(注) 令和4年度までは年度平均、令和5年度は推計値

④ 障がい者用自動車改造費助成事業

肢体不自由である障がい者が、自ら自動車を運転できるように改造する必要がある場合に、その経費の一部を助成する自動車改造費助成事業は、令和3・4年度にそれぞれ1人、令和5年度に2人の利用がありました。

図表3-51 障がい者用自動車改造費助成事業

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人	1	2	2	2
実績	利用者数	人	0	1	1	2

(13) 地域生活支援促進事業

① 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待防止対策支援事業では、事態の早期発見や素早い対応のため、高齢者の虐待防止ネットワークと連携して取り組んでいます。

図表3-52 障がい者虐待防止対策支援事業

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施	実施

② 成年後見制度普及啓発事業

米原市権利擁護センターにおいて、高齢者分野と一体的に実施しています。

図表3-53 成年後見制度普及啓発事業

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施	実施

3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練に加え、医療スタッフによる支援を行います。なお、「医療型」「福祉型」は一元化されます。
放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適応するための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童またはその保護者の意向等を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

(1) 児童発達支援

利用者数は令和5年度56人となっており増加傾向にありますが、計画との比較では、利用者数、利用日数ともに計画を下回っています。

市内事業所としては、平成28年4月に児童発達支援センターてらす内にく児童発達支援ひまわり>が整備されています。

図表3-54 児童発達支援のサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人／月	45	63	64	65
	利用量	人日／月	163	239	247	255
実績	利用者数	人／月	50	54	54	56
	利用量	人日／月	190	181	170	178

(注) 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

(2) 医療型児童発達支援

市内には医療型児童発達支援として指定を受けた施設はありませんが、児童発達支援センターてらす内にく児童発達支援ひまわり>において、医療ケアの必要な重症心身障がい児の療育を行っています。

図表3-55 医療型児童発達支援のサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人／月	0	0	0	1
	利用量	人日／月	0	0	0	23
実績	利用者数	人／月	0	0	0	0
	利用量	人日／月	0	0	0	0

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスでは、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がいのある児童生徒の自立を促進するための訓練等とともに、放課後等の居場所づくりを行っています。令和5年度の1か月当たりの利用者数は70人、利用日数は790日となっており、利用者数は計画を下回り、利用日数は計画を上回っています。

市内事業所としては、「児童発達支援センターてらすく放課後等デイサービス たいよう>」「フォーラムまこと」「青空ひだまり」「陽空ひだまり」があります。

図表3-56 放課後等デイサービスのサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人／月	45	70	74	78
	利用量	人日／月	319	551	579	608
実績	利用者数	人／月	56	65	71	70
	利用量	人日／月	442	602	681	790

(注) 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

(4) 居宅訪問型児童発達支援

市内には居宅訪問型児童発達支援として指定を受けた施設はありませんが、児童発達支援センターてらす内の<児童発達支援ひまわり>において、新規ケースの受け入れ時に、家庭を訪問しての家庭療育を実施しています。

図表3-57 居宅訪問型児童発達支援のサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人／月	0	0	0	1
	利用量	人日／月	0	0	0	23
実績	利用者数	人／月	0	0	0	0
	利用量	人日／月	0	0	0	0

(5) 保育所等訪問支援

保育所等に通っている障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応を支援しています。1か月当たりの利用者数は25～26人、利用日数は24～26日で推移しており、いずれも計画を下回っています。

市内事業所としては、児童発達支援センターてらす内に＜保育所等訪問支援さくらんぼ＞があります。

図表3-58 保育所等訪問支援のサービス利用状況

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人／月	13	36	41	47
	利用量	人日／月	13	36	41	47
実績	利用者数	人／月	26	26	25	25
	利用量	人日／月	26	26	25	26

(注) 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

(6) 障害児相談支援

障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等を行う障害児相談支援事業は、令和5年度の利用者は41人となっており、計画を大きく下回っています。

市内事業所としては、「児童発達支援センターてらす＜児童発達相談支援ふたば＞」「障がい者相談センター ほたる」「障がい者相談支援センター虹色ひだまり」があります。

図表3-59 障害児相談支援利用見込量（年間における1月当たりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	人	26	40	60	80
実績	利用者数	人	33	39	40	41
	支給決定者数	人	149	151	162	159

(注) 利用者数は実人員。令和4年度までは年度平均、令和5年度は3月～6月の平均

4 障がい児の子ども・子育て支援等

認可保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブにおける障がいのある児童の利用は次のとおりです。認定こども園、放課後児童クラブにおける受け入れが計画を大きく上回っています。

図表3-60 障がい児の子ども・子育て支援等の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	保育所	人	12	12	12
	幼稚園		3	3	3
	認定こども園		61	61	61
	放課後児童クラブ		70	70	70
実績	保育所	人	11	12	11
	幼稚園		6	5	2
	認定こども園		82	93	90
	放課後児童クラブ		98	113	90

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の基本的な考え方

障害者総合支援法、児童福祉法、さらに令和5年4月に施行されたこども基本法の基本理念等を踏まえるとともに、米原市障がい者計画に掲げた「ともにつながり ともに育ち・学び ともにすすむまち 米原」の基本理念の実現に向け、次に掲げる点に配慮して計画を策定し、推進していきます。

- ①障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- ②身近な地域で障害福祉サービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。また、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実を図ります。
- ③地域共生社会の実現に向け、地域生活支援の拠点づくりなどの提供体制の整備を推進するとともに、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保を推進し、包括的・重層的な支援体制の構築に取り組みます。
- ④障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、身近な地域で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加やソーシャルインクルージョン(すべての人々を地域社会の一員として包み込み支えあう考え方)を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、医療的ケアを始め専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

- ⑤障害福祉サービス等を担う人材の確保・定着を図るため、研修の実施、多職種間の連携の推進、魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、福祉現場におけるハラスメント対策や事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。
- ⑥関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する

機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

- ⑦近年の災害発生状況、新型コロナウイルス感染症の流行や、それに伴う働き方の変化等を踏まえ、これらへ対応していくための情報共有や事業継続力強化を促進していきます。

(2) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

計画策定の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を推進します。

- ①必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実および地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児者や、医療的ケアを必要とする障がい児者に対する支援体制の充実
- ⑥災害や感染症対策に係る体制整備

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターを中心として、障害福祉サービスの適切な利用を支えとともに、家族への支援を含めた複雑化・複合化する課題や各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

また、地域生活への移行や地域への定着、地域生活の継続などのニーズに対応できるよう、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の充実を図ります。

発達障がい者等に対する支援に関して、相談体制の充実、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を図ります。

複数の相談支援機関が連携することにより、包括的、重層的な相談支援を行います。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童と家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

- ①地域支援体制の構築（重層的な障がい児支援体制の整備）
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加やソーシャルインクルージョンの推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保
- ⑥難聴児等が手話を獲得または習得できる環境の整備

2 前期計画の成果目標と実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数38人のうち、2人が地域での生活に移行し、新規利用者を2人見込み、令和5年度末時点の施設入所者は、増減なしの38人を目標としていました。実績は、地域移行はなく、新たに3人の入所があり、令和5年度末時点の施設入所者は41人となっています。

県外の施設入所者のうち1人が令和5年度末に県内での生活を実現することを目標としていましたが、1人が県内施設の利用となっています。

図表4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値と実績

基準値		数値目標		実績
令和元年度末の施設入所者数	38人	令和5年度末までの地域生活移行者数	2人（5.3%）	0人
		令和5年度末時点の施設入所削減者数	0人（0%）	-3人
		令和5年度末時点の施設入所者数	38人	41人

図表4-2 県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の目標数値（滋賀県独自目標）

基準値		目標数値		実績
令和元年度末の県外の施設入所者数	5人	令和5年度末の県内での生活者数	1人	1人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、圏域での整備（面的整備）が確保されており、その機能の充実を図るため、目標どおり定期的に年12回の基幹相談支援センター運営会議を行いました。

図表4－3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基準値		数値目標		実績
地域生活支援拠点等	1 か所	令和5年度末までに1つ以上確保	1 か所	1 か所
運用状況の検証、検討回数	—	運用状況の検証・検討（相談ワーカー部会）	年12回	年12回 （基幹相談支援センター運営会議）

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、全体では8人を目標とし、サービスの種類別に目標を設定しました。令和2～4年度の一般就労移行者数は、全体では12人となっており、目標を上回っています。サービスの種類別にみると、就労移行支援は目標を1人下回りましたが、就労継続支援A型、就労継続支援B型は目標を上回っています。

図表4－4 福祉施設から一般就労への移行目標数値

基準値		数値目標		実績	
令和元年度の一般就労移行者数		令和5年度の一般就労移行者数		令和2～4年度の一般就労移行者数	
全体	5人	全体	8人(1.6倍)	全体	12人
就労移行支援	5人	就労移行支援	6人(1.2倍)	就労移行支援	5人
就労継続支援A型	0人	就労継続支援A型	1人(一倍)	就労継続支援A型	4人
就労継続支援B型	0人	就労継続支援B型	1人(一倍)	就労継続支援B型	3人

② 就労定着支援事業の利用者の増加

令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数を4人、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を70%以上とすることを目標としました。就労定着支援事業の利用は7人と計画を上回りました。

就労定着支援事業の利用割合については、把握できていません。

図表４－５ 就労定着支援事業の利用者の割合

基準値		数値目標		実績
就労定着支援事業の利用者	—	令和５年度末の就労定着支援事業の利用者	４人	７人
	—	令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	70%以上	—

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の100%とする目標については、市内には１事業所があり、就労定着率が80%以上を達成しています。

図表４－６ 就労定着支援事業の就労定着率

基準値		数値目標		実績
就労定着率	100%	就労定着率が80%以上の事業所の割合	100%	100%

(注) 就労定着率：過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターは、「児童発達支援センターてらす」が市内に１か所整備されています。また、同じ事業所には「保育所等訪問支援さくらんぼ」も設けられており、実施体制は確保されています。

図表４－７ 児童発達支援センターの設置

基準値		数値目標		実績
令和２年度における児童発達支援センター	１か所	令和５年度末の設置数	１か所	１か所

図表４－８ 保育所等訪問支援を利用できる体制

基準値		数値目標		実績
令和２年度の保育所等訪問支援を利用できる体制	実施	令和５年度末の事業所数	実施	実施

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

事業所としての整備はできていませんが、地域医療福祉センターふくしあにある児童発達支援センターてらすで重症心身障がい児も受け入れています。

図表4-9 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		数値目標		実績
令和2年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	—	令和5年度末の事業所数	1か所	—
令和2年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	—	令和5年度末の事業所数	1か所	—

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

長浜米原しょうがい者自立支援協議会の重介護医療ケア部会が医療的ケア児支援のための協議の場となっています。

なお、医療的ケア児等コーディネーターについては、令和4年度からびわこ学園に委託して通所施設「えがお」に配置しています。

図表4-10 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

基準値		数値目標		実績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	—	令和5年度末の協議の場	設置	設置

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援の中核的な役割を担う機関として、「湖北基幹相談支援センターふらっと」を圏域で設置しています。

また、複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、令和3年度からはモデル事業を発展させ、重層的支援体制整備事業を実施しています。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させ、障がい者等が真に必要なサービスを提供できるよう、令和4年度に職員が研修等へ参加しました。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、未実施です。

図表4-11 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加人数	人	0	2	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	0	0	—

3 本計画の成果目標

国の基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定するとともに、これらの成果目標を達成するため、活動指標（障害福祉サービスの量等）を計画に見込むことが適当とされています。

本市においても、同基本指針を踏まえて数値目標を定めています。

図表4-12 基本指針の成果目標

区 分	成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満） ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行	・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県および必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デ

区 分	成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）
	イサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 ・各都道府県および各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県および各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数41人のうち、2人（4.9%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 令和8年度末時点の施設入所者については、これまでの実績を踏まえ、計画期間内の退所者数2人と新規利用者数2人を見込み、入所者数は41人、削減数は0人とします。
- ③ 県外福祉施設入所者のうち、一人でも多くの人が県内での生活を実現することを目指します。県外の施設入所者のうち1人が令和8年度末に県内での生活を実現することを目標とします。

図表4-13 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		目標数値	
令和4年度末の施設入所者数	41人	令和8年度末までの地域生活移行者数	2人（4.9%）
		令和8年度末時点の削減見込	0人（0%）

図表4-14 県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の目標数値（滋賀県独自目標）

基準値		目標数値	
令和4年度末の県外の施設入所者数	4人	令和8年度末の県内での生活者数	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的・継続的な地域生活支援体制の整備を進め、長期入院精神障がい者の地域移行を促進します。

図表4-15 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	10	10	10

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等は、圏域での整備（面的整備）を行っており、その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を行います。

図表4-16 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基準値		数値目標	
地域生活支援拠点等	1か所	令和8年度末までに1つ以上確保	1か所
運用状況の検証、検討回数	年12回	運用状況の検証・検討（基幹相談支援センター運営会議）	年12回

② 強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実

強度行動障がい者を有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づき、地域の関係機関が連携して支援体制の整備を推進します。

図表4-17 強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備

成果目標		（参考）基本指針
基幹相談支援センター、自立支援協議会において強度行動障がい者への支援についての連携会議を開催	年3回	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

福祉施設から一般就労へ移行する人については、全体では16人を目標とします。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表4-18のとおりとします。

図表4-18 福祉施設から一般就労への移行目標数値

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
令和3年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数
全体	12人	全体	16人(1.33倍)	全体：1.28倍
就労移行支援	5人	就労移行支援	7人(1.40倍)	就労移行支援：1.31倍
就労継続支援A型	4人	就労継続支援A型	5人(1.25倍)	就労継続支援A型：1.29倍
就労継続支援B型	3人	就労継続支援B型	4人(1.33倍)	就労継続支援B型：1.28倍

図表4-19 就労移行支援事業の向上

成果目標		(参考) 基本指針
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	100%	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする

② 就労定着支援事業の利用者の増加

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を10人以上とすることを目標とします。

図表4-20 就労定着支援事業の利用者

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者	7人	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	10人以上	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の100%とすることを目指します。

図表4-21 就労定着支援事業の就労定着率

基準値		数値目標	
就労定着率	-	就労定着率が70%以上の事業所の割合	100%

(注) 就労定着率とは、過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいう。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターは、「児童発達支援センターてらす」が市内に1か所整備されています。また、同じ事業所には、「保育所等訪問支援さくらんぼ」も設けられており、利用量の充実に努めます。

図表4-22 児童発達支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度における児童発達支援センター	1か所	令和8年度末の設置数	1か所	令和8年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上設置

図表4-23 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度の保育所等訪問支援の事業所数	実施	令和8年度末の事業所数	実施	令和8年度末までに、市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築

- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

「児童発達支援センターてらす」は、医療機関に併設されているため、重症心身障がい児の受入れも対応可能な施設です。令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所1か所の整備を目指します。

図表4-24 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	—	令和8年度末の事業所数	1か所	令和8年度末までに、市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
令和5年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	—	令和8年度末の事業所数	1か所	

- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の重介護・医療ケア検討部会において、医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制を目指して協議を行います。

図表4-25 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

基準値		活動指標		(参考) 基本指針
令和5年度の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	令和8年度末の協議の場	設置	令和8年度末までに協議の場を設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、相談機関との連携強化など、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

複数の相談支援機関が連携することにより、包括的、重層的な相談支援を行います。

図表4-26 基幹相談支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度における基幹相談支援センター	圏域で設置	令和8年度末の設置数	圏域で設置	令和8年度末までに、市町村に設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保

図表4-27 基幹相談支援センターによる地域の相談支援の強化

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	12	12	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	14	14	14
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	206	210	210
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1

図表4-28 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

活動指標			令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数（頻度）	回	12	12	12
協議会の専門部会	設置数	部会	3	3	3

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させ、障がい者等が真に必要なサービスを提供できるよう、職員の研修等への参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する取組を進めます。

障がい者計画等審議会を中心に障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に

ついて協議するとともに、湖北基幹相談支援センターふらっとや長浜米原しょうがい者自立支援協議会等と連携し、体制の構築を目指します。

図表４－２９ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

活動指標		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	0	0	1
都道府県等が実施する事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無およびそれに基づく共有回数	回	1	1	1

第5章 サービス利用見込みと確保策

5-1 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

(1) サービスの見込み

訪問系サービスの見込量は、第6期計画期間の実績を参考として、増加を見込んでいます。

重度障害者等包括支援は、本計画期間中については見込んでいませんが、利用を妨げるものではありません。

図表5-1 訪問系サービスの1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人	95	105	110	115
	利 用 量	時間	1,321	1,365	1,430	1,495
重度訪問介護	利用者数	人	1	1	2	2
	利 用 量	時間	351	360	720	720
同行援護	利用者数	人	3	4	5	6
	利 用 量	時間	14	20	25	30
行動援護	利用者数	人	17	19	20	21
	利 用 量	時間	546	570	600	630
合 計	利用者数	人	116	129	137	144
	利 用 量	時間	2,232	2,315	2,775	2,875

(注) 令和5年度は見込み

(2) サービスの確保策

- ・大幅な増加は見込んでおらず、既存事業所により対応できると考えます。また、介護保険の訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等の参入、事業拡大を働き掛けることなどにより、サービス必要量の確保に努めます。
- ・重度訪問介護のヘルパー要件を取得する居宅介護職員初任者研修等事業費補助事業（重度訪問介護従事者養成研修基礎課程）など、事業所の人材の確保・育成を支援します。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量は、第6期計画期間の実績を基に、年度当たりの増加数、特別支援学校卒業生の新規利用者数等、1人当たりの利用日数を勘案して見込んでいます。

日中活動系サービスについては、障がいの状況に応じて、生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型など様々なサービスがあります。生活介護や就労継続支援B型について、今後の受入れ不足を危惧する声があります。特別支援学校卒業後の進路として日中活動系サービスの利用を希望する生徒も多いことから、日中活動の場の確保は重要課題です。同時に、より一般就労に近い形、より収入の多い場へのステップアップを目指す支援も重要と考えます。新たに就労選択支援が創設されることとなっており、よりニーズや能力に応じた就労先等ができるよう、実施体制の整備を促進します。

(1) 生活介護

【サービス量の見込み】

毎年8人程度の伸びで推移すると見込んでいます。

図表5-2 生活介護の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人	120	128	136	144
	利 用 量	日	2,318	2,432	2,584	2,736

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・令和3年度に生活介護・放課後等デイサービス・短期入所（ショートステイ）等の複合事業所が開所したことにより、既存事業所で概ね対応できると考えます。
- ・既存事業所の事業拡大、新規参入を促進するとともに、介護保険の通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護等の共生型サービスへの参入を促進します。
- ・就労継続支援等への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。
- ・利用日数の少ない利用者、高齢の利用者等他制度の活用を検討します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【サービス量の見込み】

実績から大幅な増加はなく、毎年度1人の利用を見込んでいます。

図表5-3 自立訓練（機能訓練）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	人	0	1	1	1
	利 用 量	日	0	20	20	20

（注） 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

・草津市にある「むれやま荘」で実施されている事業であり、支援の継続が確保されるものと考えます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

【サービス量の見込み】

機能訓練と同様、実績から大幅な増加はなく、毎年度5～6人の利用を見込んでいます。

図表5-4 自立訓練（生活訓練）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	人	5	5	6	6
	利 用 量	日	85	95	114	114

（注） 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

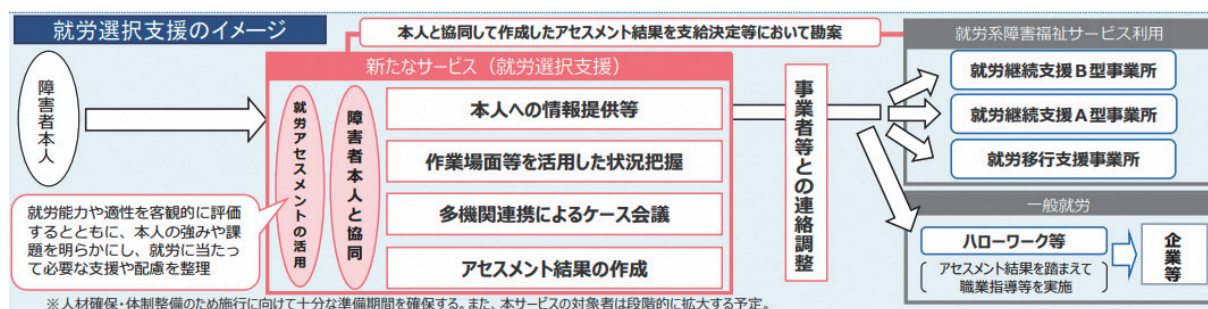
・草津市にある「むれやま荘」で実施されている事業であり、支援の継続が確保されるものと考えます。

(4) 就労選択支援

【サービス量の見込み】

就労選択支援は、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援するサービスとして創設されます。特別支援学校の卒業者数、就労継続支援等の新規利用者の見込み、事業所の体制等を勘案して、令和8年度の利用者数を10人と見込みました。

図表５－５ 就労選択支援のイメージ



資料：厚生労働省

図表５－６ 就労選択支援の年間利用量の見込み

区 分		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労選択支援	利用者数	人		5	10

【サービスの確保策】

- ・実施に向け、就労移行支援事業者等の本事業への参入を促進するとともに、関係機関等との連携を図ります。

(5) 就労移行支援

【サービス量の見込み】

第６期計画期間中は10人前後で推移していますが、一般就労への移行を促進する観点を踏まえ、利用の増加を見込みました。

図表５－７ 就労移行支援の１か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労移行支援	利用者数	人	10	13	15	17
	利 用 量	日	184	247	285	323

(注) 令和５年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・計画期間内については、おおむね供給量は確保できると考えます。就労移行支援は、一般就労への移行、特別支援学校卒業者などが利用するサービスとして重要であり、就労移行支援への参入や事業拡大を促進します。

(6) 就労継続支援（A型）

【サービス量の見込み】

第6期計画期間中は、毎年度42～44人で推移しています。今後利用者は増加すると予測し、毎年度3人の増加を見込んでいます。

図表5-8 就労継続支援（A型）の1か月当たりの利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （A型）	利用者数	人	43	46	49	52
	利 用 量	日	858	920	980	1,040

（注） 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・全国的に急激に事業所参入が進みましたが、一方でサービスの質が問題視され、指定基準等が改正されたことにより、全国的に事業所の廃止が相次いだ経緯がありますが、障がいのある人の経済的自立や生きがいとして必要なサービスであることから、質の確保を図るとともに、更なる事業所の参入を促進し、より一般就労に近い形での就労を目指します。
- ・一般就労への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。

(7) 就労継続支援（B型）

【サービス量の見込み】

第6期計画期間中も毎年4～8人の増加が続いており、特別支援学校卒業生の利用も予測されることから、毎年度5人の増加を見込んでいます。

図表5-9 就労継続支援（B型）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （B型）	利用者数	人	136	141	146	151
	利 用 量	日	2,266	2,538	2,628	2,718

（注） 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・令和2年5月に市内で1事業所が事業を開始していますが、今後も利用の増加が見込まれることから、既存事業所の事業拡大、提供サービスの変更、新規参入等を促進します。
- ・就労継続支援A型、一般就労への移行を促進することにより受入れ枠の拡大を促進します。

(8) 就労定着支援

【サービス量の見込み】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を10人以上とすることを目標としており、就労移行支援とともに利用の増加を見込んでいます。

図表5-10 就労定着支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数	人	7	9	11	13

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・就労移行支援事業を実施している事業所が就労定着支援も実施しており、支援の継続が確保されるものと考えます。
- ・日中活動系サービスの事業所等に働き掛け、提供体制の整備を促進します。また、「湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター」等の関係機関との連携を図ります。

(9) 療養介護

【サービス量の見込み】

対象者は、長期入院による医療的ケアが必要な重度の障がい者であり、第6期計画期間中は7人の利用で推移してきました。令和6年度以降も同程度の利用者数として7人を見込んでいます。

図表5-11 療養介護の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	人	7	7	7	7

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・現在利用している医療機関等で継続してサービス利用が確保されるものと考えます。

(10) 短期入所（ショートステイ）

【サービス量の見込み】

令和3年度に市内に単独型の事業所が整備されたことから、利用は倍増し、令和5年度は1か月当たりの平均利用者が26人、142日となっています。介護者の高齢化への対応、レスパイトという観点からも利用意向は高くなると考えられることから、毎年度2人の増加を見込んでいます。

図表5-12 短期入所（ショートステイ）の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用者数	人	26	28	30	32
	利 用 量	日	142	154	165	176

（注） 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・令和3年度に事業所が開所したことなどから、既存事業所と併せて対応できると考えます。
- ・短期入所（ショートステイ）は、利用希望日が重なる傾向があり、充実・改善の希望の多いサービスであることから、介護保険の短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護等の参入、グループホームへの併設等を促進します。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【サービス量の見込み】

自立生活援助は平成30年度から開始されたサービスで、第6期計画期間内は毎年0～1人の利用にとどまっています。施設・病院からの地域生活への移行を促進する観点から、令和6年度から1～2人の利用を見込んでいます。

図表5-13 自立生活援助の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活支援	人	0	1	1	2
うち精神障がい者	人	0	1	1	2

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・相談支援等のサービス事業所に働き掛け、提供体制の整備を促進します。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

【サービス量の見込み】

共同生活援助（グループホーム）については、知的障がい者施設入所者の地域生活への移行の数値目標、施設の整備予定等を勘案して、令和8年度に55人を見込んでいます。

図表5-14 共同生活援助（グループホーム）の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（グループホーム）	人	45	47	48	55
うち精神障がい者	人	9	10	11	13

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・第4期障がい者計画の重点施策に位置付けており、介護の状況や個々のニーズに対応できるよう多様なタイプのグループホームの整備を促進します。
- ・施設整備を事業所に働きかけていきます。特に医療的ケアの必要な人、強度行動障がいのある人等重度障がいのある人も利用できるホームの整備を促進します。
- ・全国的にも急速に民間参入が進んでいるサービスであり、サービスの質の確保に努めていきます。

(3) 施設入所支援

【サービス量の見込み】

これまでの実績を踏まえ、計画期間内の退所者数と新規利用者数を同数と予測し、令和8年度末時点の施設入所者は41人と見込んでいます。

図表5-15 施設入所支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	41	41	41	41

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・施設入所支援については、共同生活援助（グループホーム）の整備により地域移行を促進するとともに、既存施設には、個室ユニット化の推進を働きかけ居住環境の充実を促進します。

4 相談支援

【サービス量の見込み】

計画相談支援は、計画の作成、モニタリング等が必要なサービス利用者全員が、相談支援を利用するとともに、サービス利用者が増加することを勘案して見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援については、精神障がい者1人を見込んでいます。

図表5-16 相談支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	99	107	115	123
地域移行支援	人	0	1	1	1
うち精神障がい者	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	1
うち精神障がい者	人	0	1	1	1

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・令和5年4月に「湖北基幹相談支援センターふらっと」が整備されており、相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員の質の向上を促進します。
- ・相談支援事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言、人材育成のための支援等を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。

5-2 地域生活支援事業等

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス量の見込み】

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

図表5-17 障がい啓発事業の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい啓発事業	回	18	24	24	24

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

市内のサービス事業所や障がい者団体、地域のボランティア等が取り組む、障がいのある人等への理解を深める啓発活動を支援するとともに、市内の小中学校や地域住民に対して出前講座や啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

【サービス量の見込み】

夏休み中の日中余暇支援として、障がい児サマースクールを実施します。また、障がい者当事者団体の啓発活動を支援します。

図表5-18 障がい児サマースクールの見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児サマースクールの実施	回	1	1	1	1

図表5-19 市内障がい者団体数の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内の障がい者団体	団体	3	3	3	3

【サービスの確保策】

市内で活動されている当事者団体等のマンパワーやボランティア活動を原動力とし、障がい児サマースクールを通じて夏休みの日中余暇支援を進めます。また、関係機関とも連携しながら、市内の障がい者団体の活動を支援します。

(3) 相談支援事業

【サービス量の見込み】

令和5年4月、「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」の人員を強化し、名称を「湖北基幹相談支援センターふらっと」と変更しています。

図表5-20 相談支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	事業所数 (市内)	か所	3	3	3	4
基幹相談支援センター		か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業		か所	4	4	4	4
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）			未実施	未実施	未実施	実施

【サービスの確保策】

- ・障害者相談支援事業について、市内の事業所は、「障がい者相談支援センター ほたる」などがあり、圏域の事業所は、「障害者支援センターそら」「湖北相談処 すだち」「相談支援事業所 ピットイン」などがあります。新規事業所の開設を支援し必要なサービスを確保できるよう努めます。
- ・相談支援の中核的な役割を担う機関として圏域で設置した「湖北基幹相談支援センターふらっと」を中心に、地域の相談支援体制の強化や人材育成を図ります。
- ・公営住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、実施に向けて取り組みます。
- ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業等

【サービス量の見込み】

成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の利用者は、毎年度4～6人と見込んでいます。

図表5-21 成年後見制度利用支援事業の年間サービス利用量の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	4	4	5	6

（注）令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・米原市成年後見制度利用促進計画に基づき、市民が身近な地域で相談できるよう相談窓

口の周知を行うなど、権利擁護支援の必要な人の早期発見を図るとともに、早期の段階からの包括的な相談支援を行います。特に、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用を目指し、その他の制度・事業を含めた包括的な支援を行います。また、多様な職種や関係機関等との連携による「地域連携ネットワーク」の強化を図ります。

- ・成年後見制度利用支援事業を継続し、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス量の見込み】

成年後見制度法人後見支援事業について令和8年度の実施を目指します。

図表5-22 成年後見制度法人後見支援事業の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	人	未実施	未実施	未実施	実施

【サービスの確保策】

- ・法人後見事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行う米原市権利擁護センターと連携し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行うとともに、成年後見制度法人後見支援事業について実施を目指します。

(6) 意思疎通支援事業

【サービス量の見込み】

これまでの実績を参考に、利用者数を見込んでいます。

図表5-23 意思疎通支援事業の年間サービス利用量の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①手話通訳者設置事業	設置者数	人	2	2	3
②手話通訳者派遣事業	利用者数	人	35	38	42
	利用回数	回	530	570	630
③遠隔手話サービス事業	利用者数	人	16	17	18
	利用回数	回	835	850	900
④要約筆記者派遣事業	利用者数	人	1	1	1
	利用回数	回	5	5	5

(注) 令和5年度は見込み

図表5-24 手話奉仕員養成講座の年間実施見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成講座	講座数	講座	2	2	2	2
	定員数	人	29	30	30	30
	修了見込み者数	人	26	30	30	30

【サービスの確保策】

- ・市設置の手話通訳者または市や滋賀県聴覚障害者福祉協会に登録されている手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ・手話奉仕員養成講座を実施し、地域での人材育成を進めるほか、「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例に規定する施策の推進方針」に基づく事業の充実を図ります。

(7) 重度障がい者日常生活用具給付等事業

【サービス量の見込み】

第6期計画期間の実績を参考に、それぞれの支援用具の給付・貸与件数を次のように見込んでいます。ストマ用装具や紙おむつなどの排せつ管理支援用具は、令和3年度までは横ばい状態が続いていましたが令和4年度に増加に転じており、今後の利用者の増加を見込んでいます。その他の用具は大幅な増減はないと見込んでいます。

図表5-25 日常生活用具給付等事業の年間給付・貸与見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具	件	9	10	10	10
②自立生活支援用具	件	6	8	8	8
③在宅療養等支援用具	件	10	10	10	10
④情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3	3
⑤排せつ管理支援用具	件	950	1,000	1,050	1,100
⑥居住生活動作補助用具（住宅改造）	件	2	2	2	2

【サービスの確保策】

- ・障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ・継続した支援を行うとともに、用具の種目については必要に応じた見直しを行い、充実を図ります。

(8) 移動支援事業

【サービス量の見込み】

大幅な増加はないものの、障がいのある人の生きがい・社会参加を促進するために有効なサービスであることから徐々に増加していくと見込んでいます。

図表5-26 移動支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数	人	104	105	110	115
	利用時間	時間	350	420	440	460

【サービスの確保策】

休日や不定期的な利用など、多様なニーズにも対応できるよう、圏域内でサービス事業所の新規参入を促進します。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス量の見込み】

引き続き、「障害者支援センターそら」の利用を見込んでいます。

図表5-27 地域活動支援センター事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	利用者数	人	7	7	8	9

【サービスの確保策】

「障害者支援センターそら」で実施している事業であり、支援の継続が確保されるものと考えます。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

【サービス量の見込み】

令和5年度から2人の利用者増を見込み、毎年度3～5人の利用を見込んでいます。

図表5-28 訪問入浴サービス事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	利用者数	人	4	4	4	5

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・必要に応じたサービス利用が継続して確保されるものと考えます。
- ・他市の状況も参考としながら、サービスの充実を図ります。

(2) 生活訓練等事業

【サービス量の見込み】

音楽療法教室および視覚障がい者サロン開催支援ともに、補助金対象となる職員の確保が困難となり令和4年から休止しています。今後、委託先法人へ職員の確保等を働きかけ計画期間中の再開へ勤めます。ことばの教室事業は、現状程度で推移するものと見込んでいます。

図表5-29 生活訓練等事業の年間当たり実施回数・利用人数の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
音楽療法教室	開催数	回	—	—	—	12
視覚障がい者サロン開催支援	開催数	回	—	—	—	12

(注) 令和5年度は見込み

図表5-30 ことばの教室の1か月あたりの見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ことばの教室	利用者数	人	15	15	15	15
	利用日数	日	25	25	25	25

【サービスの確保策】

- ・ことばの教室については、必要に応じたサービスを実施していく予定です。

(3) 日中一時支援事業

【サービス量の見込み】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症予防のため利用を避けた人がおられたことにより利用が減少していました。夏休みや放課後の就労支援等、ニーズが高いサービスであり、徐々にコロナ禍前の利用水準まで回復していくとして見込みました。

図表5-31 日中一時支援事業の1か月当たりサービス利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	利用者数	人	30	35	40	45
	利用回数	回	150	175	200	225

【サービスの確保策】

- ・おおむね既存事業所で対応は可能と考えます。
- ・介護保険の通所介護事業所へ参入を働き掛け、入浴支援を含めたサービス提供体制の整備を促進します。

(4) その他

【サービス量の見込み】

音の広報等発行事業は、おおむね現状の事業を継続していくものとして見込んでいます。

障がい者自動車運転免許取得費助成事業、障がい者用自動車改造費助成事業について、第6期計画期間中は、それぞれ年1人の利用として見込んでいます。

図表5-32 社会参加促進事業の年間サービス利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
音の広報等発行事業	発行回数	回	16	16	16	16
障がい者自動車運転免許取得費助成事業	利用者数	人	1	1	1	1
障がい者用自動車改造費助成事業	利用者数	人	2	1	1	1

【サービスの確保策】

- ・音の広報等発行事業は、社会福祉協議会に委託して実施します。
- ・障がい者自動車運転免許取得費助成事業および障がい者用自動車改造費助成事業については、必要に応じたサービス利用が継続して確保されるものと考えます。

3 地域生活支援促進事業

障がい者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業等は、国が促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置付けています。

【サービス量の見込み】

成年後見制度普及啓発事業については、令和元年度から実施しています。

図表5－33 地域生活支援促進事業の年間サービス利用量の見込み

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施	実施

【サービスの確保策】

- ・障がい者虐待防止対策支援事業については、高齢者の虐待防止ネットワークと連携し、早期発見、迅速な対応に努めるとともに、その後の適切な支援を行います。
- ・「米原市成年後見制度利用促進計画」に沿って、米原市権利擁護センターを中心に啓発活動を推進します。

5-3 障がい児支援

障がい児支援に係るサービスについては、児童福祉法に基づく障害児通所支援等だけでなく、全ての子どもを対象とする一般施策と、障がいのある児童を対象とする専門的な支援施策の相互の連携を強化するため、認可保育所・認定こども園・幼稚園、放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れについても記載しています。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

【サービス量の見込み】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症予防のため利用を避けた方がおられたことにより利用が減少、横ばい状態が続いていましたが、今後は徐々に増加しコロナ禍前の水準まで回復するとして増加を見込んでいます。

図表5-34 児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	56	58	60	62
	利用日数	日	178	232	240	248

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供していきます。

(2) 放課後等デイサービス

【サービス量の見込み】

ニーズの高いサービスとして利用量は増加傾向にあります。しばらくは増加傾向が続くと予測し、令和8年度には85人の利用を見込んでいます。

図表5-35 放課後等デイサービスの1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用者数	人	70	75	80	85
	利用日数	日	790	846	903	960

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・市内4事業所のほか、隣接市での民間事業所が増加していますが、利用希望すべてに対応できるだけのサービスは整備されていません。
- ・市内で放課後等デイサービスを開設している社会福祉法人へ新規事業所の整備を働きかけるほか、近隣市で開設している民間事業所へ働きかけるなど参入を促進します。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

【サービス量の見込み】

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

図表5-36 居宅訪問型児童発達支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	1
	利用日数	日	0	0	0	20

【サービスの確保策】

- ・指定を受けた施設はありませんが、児童発達支援センターてらす内の＜児童発達支援ひまわり＞において「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。
- ・市内には居宅訪問型児童発達支援として指定を受けた施設はありませんが、児童発達支援センターてらす内の＜児童発達支援ひまわり＞において、新規ケースの受け入れ時に、家庭を訪問しての家庭療育を実施しています。

(4) 保育所等訪問支援

【サービス量の見込み】

障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進する観点から重要なサービスであり、今後増加していくと予測し、令和8年度には32人の利用を見込んでいます。

図表5-37 保育所等訪問支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数	人	25	28	30	32
	利用日数	日	26	28	30	32

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。
- ・保育所・幼稚園・認定こども園だけでなく、小学校、中学校、高校まで利用でき、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所でも利用できることから、学校等との連携を強化して円滑な利用を図ります。

2 障害児相談支援

【サービス量の見込み】

障害児通所支援の利用者数を参考として、サービス利用の増加を勘案して見込んでいます。

図表5-38 障害児相談支援の1か月当たり利用量の見込み

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	人	41	46	51	56

(注) 令和5年度は見込み

【サービスの確保策】

- ・「児童発達支援センターてらす」を中心にサービスを提供します。

3 障がい児の子ども・子育て支援等

【サービス量の見込み】

各サービスの現在の受入れ状況を参考として見込んでいます。

図表5-39 障がい児の子ども・子育て支援等の1か月当たり利用量の見込み

区 分	単位	見込量	定量的な目標（見込み）		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	11	12	13	14
幼稚園		2	2	—	—
認定こども園		90	93	96	99
放課後児童クラブ		90	90	91	92

(注) 見込量は、令和5年度4月1日時点の数値

幼稚園は、令和6年度末で市内の園が廃止となる。

【サービスの確保策】

- ・児童の受入れ促進と併せて、特別支援保育・教育に係る保育・教育内容の質の向上を目指します。

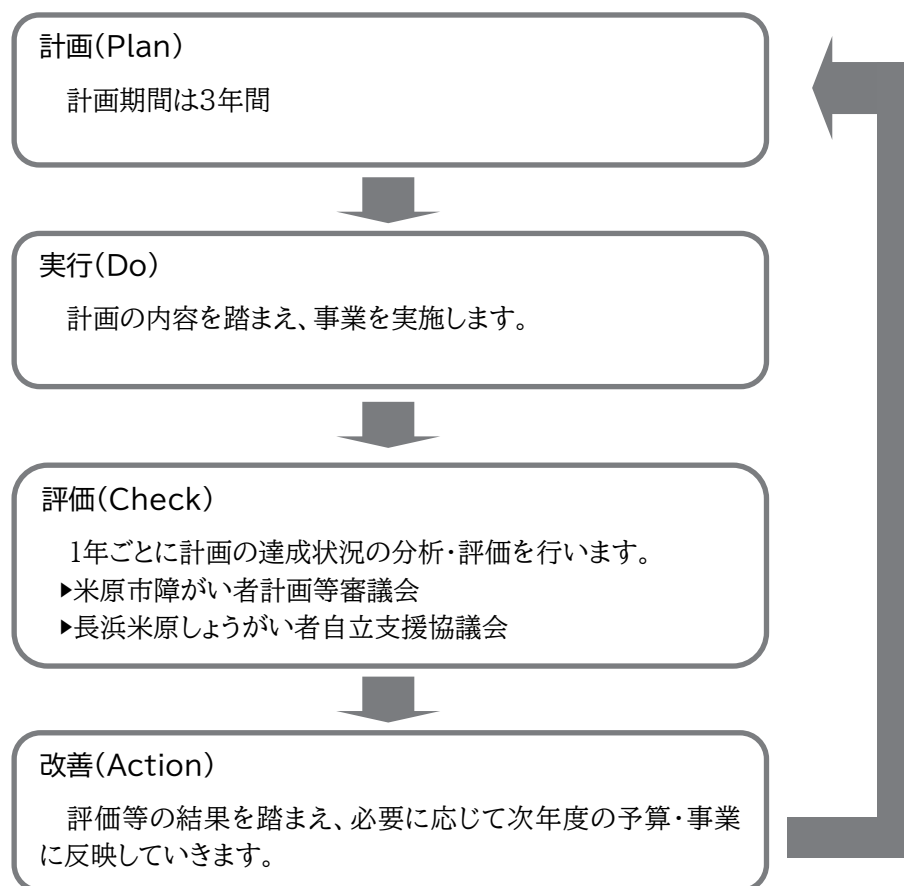
◆計画の推進

1 米原市障がい者計画等審議会の実施

障がいのある人とその家族など当事者、福祉、保健、教育および就労等の関係者で現状や改善に向けての審議会を実施し、計画の進捗状況を評価するとともに、施策の実施方法等について協議を行います。

2 PDCAサイクルの活用

米原市障がい者計画等審議会を開催する中で取組状況を把握し、分析・評価を行うとともに、評価結果を次年度の予算に反映させ、計画の実効性を高めていきます。



第7期 米原市障がい福祉計画
第3期 米原市障がい児福祉計画

令和6年(2024年)3月 発行

発行者 米原市

編 集 くらし支援部社会福祉課

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎ 0749-53-5123 FAX 0749-53-5119

令和6年4月から課名が障がい福祉課に変わります。

